

那覇市公報

第 1 4 9 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇告 示

- 兼用工作物の協議内容の公示について（公園管理室）…………… 1045
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 1045
- 建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1046
- 那覇市障害者福祉センター指定管理者の指定について（障害福祉課）…………… 1048
- 市道路線の区域決定及び区域変更に関する告示（道路管理室）…………… 1049
- 平成 20 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）（区画整理課）…………… 1052
- 平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 2 号）（市街地整備課）…………… 1053
- 平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（ちゃーがんじゅう課）…………… 1054
- 平成 19 年度那覇市病院事業会計決算報告書（健康推進課）…………… 1056

◇公 告

- 宅地（保留地）の一般公開抽選処分について（区画整理課）…………… 1063
- 那覇広域都市計画の変更（都市計画課）…………… 1066
- 都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）…………… 1067
- 国場住宅地建築協定の認可及び縦覧について（建築指導課）…………… 1067
- 制限付一般競争入札の実施について（新庁舎建設室）…………… 1069

◇上下水道局規程

○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程	1074
--	------

◇上下水道局告示

○平成 19 年度那覇市水道事業会計決算報告書.....	1076
○平成 19 年度那覇市下水道事業会計決算報告書.....	1086

◇教育委員会規則

○那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則.....	1096
----------------------------------	------

◇教育委員会訓令

○那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....	1098
○那覇市立幼稚園職員服務規程.....	1111
○那覇市教育委員会職員被服貸与規程を廃止する訓令.....	1112

◇教育委員会教育長訓令

○那覇市教育委員会職員被服貸与規程.....	1113
------------------------	------

◇選挙管理委員会告示

○公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について.....	1116
--------------------------------------	------

告 示

那覇市告示第 1 2 0 号

平成 2 0 年 1 2 月 9 日

掲 示 済

兼用工作物の協議内容の公示について

都市公園法（昭和 3 1 年 4 月 2 0 日法律第 7 9 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定による協議が成立したので、同条第 2 項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、那覇市建設管理部都市施設管理センター（公園管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

場 所：那覇市古波蔵 4 丁目地内

工作物：漫湖公園内公園施設と古波蔵雨水ポンプ場との兼用工作物

那覇市告示第 1 2 2 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域（龍潭線沿道地区）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那覇市首里池端町及び首里大中町1丁目、首里当蔵町1丁目、首里当蔵町2丁目、首里当蔵町3丁目、首里真和志町1丁目、首里真和志町2丁目、首里山川町1丁目の各一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

那覇市告示第 1 2 3 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

掲 示 済

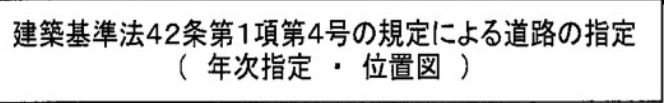
建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 3・1・3 号 南風原与那原バイパス	6 8 m	4 2 . 9 m	別図参照



那覇市告示第 1 2 9 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市障害者福祉センター指定管理者の指定について

那覇市障害者福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 2 0 年 1 2 月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市障害者福祉センター
所在地 那覇市古島 2 丁目 1 4 番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社団法人 那覇市身体障害者福祉協会
所在地 那覇市古島 2 丁目 1 4 番地 4
代表者 高良幸勇
- 3 指定期間 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

那覇市告示第 1 3 4 号

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

市道路線の区域決定及び区域変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり区域決定及び区域変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

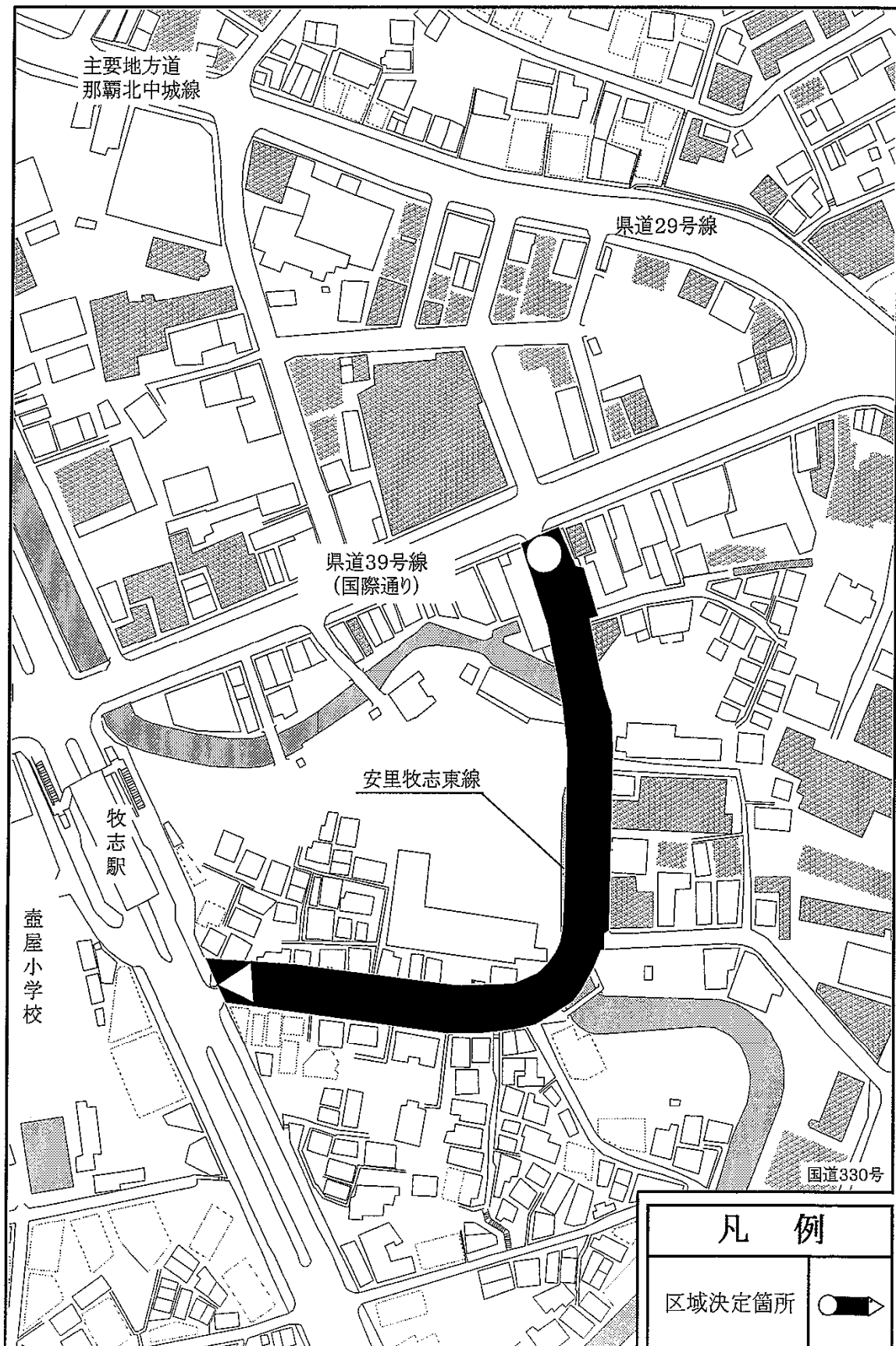
1 区域決定する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2072	安里牧志東線	安里 2 丁目 4 6 3 番 9 牧志 3 丁目 3 6 1 番 1	291.5	16.0～ 19.7	

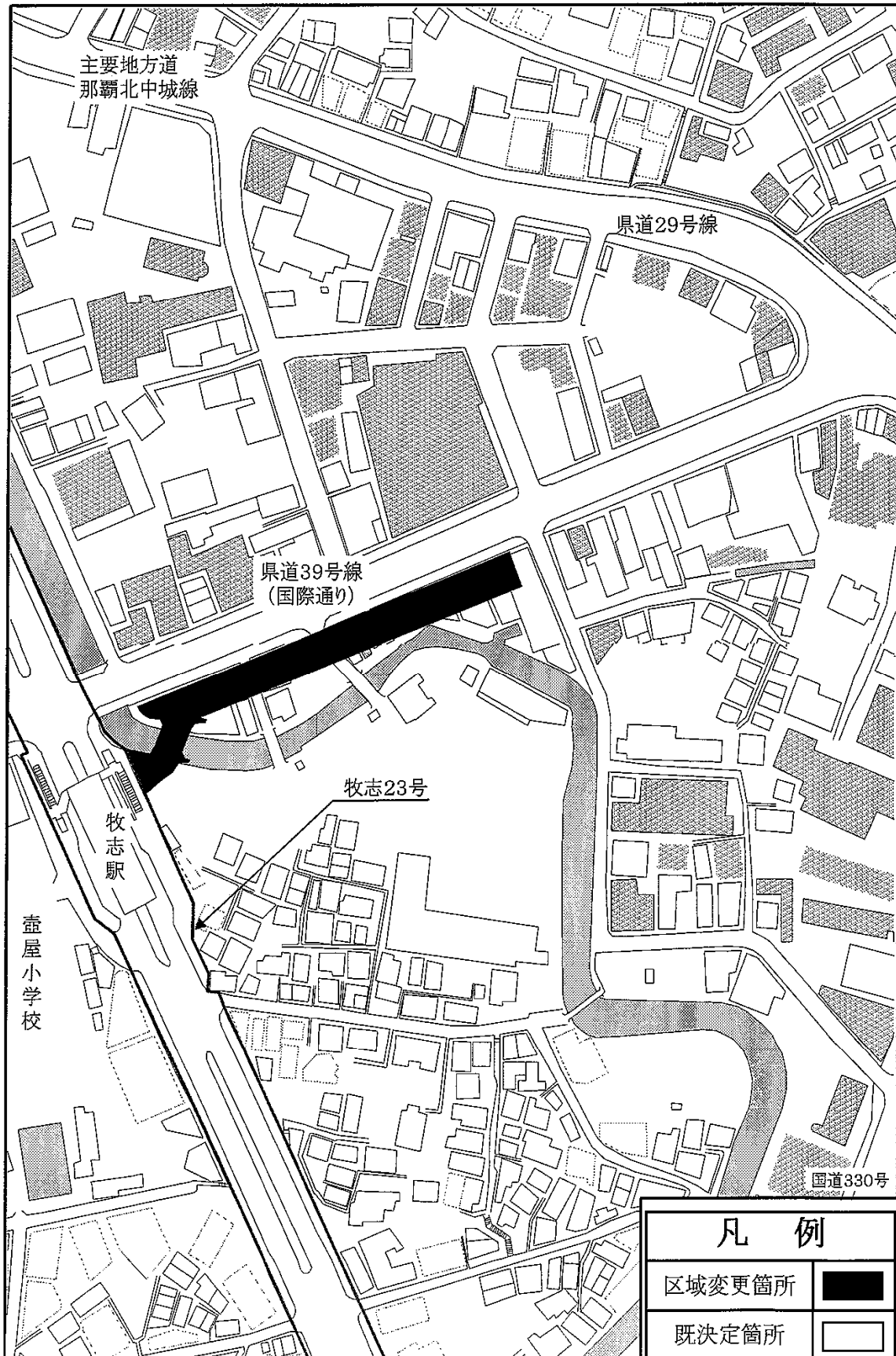
2 区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備考
613	牧志 2 3 号	新	牧志 3 丁目 272 番 5 牧志 3 丁目 272 番 5	30.3	29.5～ 198.0	
		旧	牧志 3 丁目 272 番 5 牧志 3 丁目 272 番 5	30.3	29.5～ 35.0	

市道路線の区域決定位置図(参考図)



市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第 1 3 5 号

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

平成 20 年（2008 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 20 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定
めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,700 千円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,027,179 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 2,114,101	千円 △9,700	千円 2,104,401
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,111,652	△9,967	2,101,685
	3 基金繰入金	1,014	267	1,281
歳 入 合 計		3,036,879	△9,700	3,027,179

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整 理事業費		千円 3,011,893	千円 △9,700	千円 3,002,193
	4 真嘉比古島第二土地 区画整理費	2,988,020	△9,967	2,978,053
	5 小禄南土地区画整理 費	23,228	267	23,495
歳 出 合 計		3,036,879	△9,700	3,027,179

那覇市告示第 1 3 6 号

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

平成 20 年（2008 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 20 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 265,436 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,467,260 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 2,054,552	千円 212,000	千円 2,266,552
	1 国庫補助金	2,054,552	212,000	2,266,552
2 繰入金		221,550	△1,000	220,550
	1 一般会計繰入金	221,550	△1,000	220,550
3 繰越金		1	436	437
	1 繰越金	1	436	437
5 市債		925,600	54,000	979,600
	1 市債	925,600	54,000	979,600
歳 入 合 計		3,201,824	265,436	3,467,260

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 3,196,158	千円 265,436	千円 3,461,594
	1 都市再開発事業費	3,196,158	265,436	3,461,594
歳 出 合 計		3,201,824	265,436	3,467,260

第 2 表 地方債補正
変 更

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
1 都市 再開 発事 業	千円 925,600	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 % 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び公営企業 金融公庫資 金について 、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	償還期間は、 据置期間を含 め 3 0 年以内 とする。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中で あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。	千円 979,600	補正前に同じ		
計	925,600				979,600			

那覇市告示第 1 3 7 号

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

平成 20 年 (2008 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 20 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,798 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,235,944 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 2,522,717	千円 △6,798	千円 2,515,919
	1 他会計繰入金	2,299,157	△6,798	2,292,359
歳 入 合 計		15,242,742	△6,798	15,235,944

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		千円 507,834	千円 △6,798	千円 501,036
	1 総務管理費	277,830	△6,798	271,032
歳 出 合 計		15,242,742	△6,798	15,235,944

那覇市告示第 1 3 8 号

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

平成 20 年(2008 年)12 月那覇市議会定例会で認定された平成 19 年度那覇市病院事業会計決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度 那 覇 市 病 院 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公 営企業 法 第 24 条 第 3 項 の規定 による 支出額 に係る 財源充 当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 病院事業収益	9,681,117,000	△356,672,000	0	9,324,445,000	9,206,486,761	△117,958,239	(うち仮受消費税及び地方消費税14,956,708)
第1項 医業収益	9,281,426,000	△379,232,000	0	8,902,194,000	8,785,553,817	△116,640,183	(うち仮受消費税及び地方消費税12,354,096)
第2項 医業外収益	381,689,000	22,560,000	0	404,249,000	409,758,608	5,509,608	(うち仮受消費税及び地方消費税2,601,470)
第3項 特別利益	18,002,000	0	0	18,002,000	11,174,336	△6,827,664	(うち仮受消費税及び地方消費税1,142)

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公 営企業 法第 26 条 第 2 項 の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第 24 条 第 3 項 の規定 による 支出額	小 計	地方公 営企業 法第 26 条 第 2 項 の規定 による 繰越額				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 病院事業費用	9,727,585,000	△182,223,000	0	0	0	9,545,362,000	0	9,545,362,000	9,406,483,118	0	138,878,882 (うち仮払消費税及び地方消費税 89,665,273)
第1項 医業費用	9,541,755,000	△182,223,000	0	△9,522,985	0	9,350,009,015	0	9,350,009,015	9,262,764,726	0	87,244,289 (うち仮払消費税及び地方消費税 89,515,000)
第2項 医業外費用	118,637,000	0	0	△2,665,294	0	115,971,706	0	115,971,706	114,338,113	0	1,633,593 (うち消費税及び地方消費税計付税8,416,000)
第3項 特別損失	17,193,000	0	0	12,188,279	0	29,381,279	0	29,381,279	29,380,279	0	1,000 (うち仮払消費税及び地方消費税 150,183)
第4項 予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000	0	0	50,000,000

貯蔵品に含まれる仮払消費税及び地方消費税 77,703,396円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額に 係る財源 充当額	継続費 通次繰 越額に 係る財 源充 当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 資本的収入	509,972,000	521,539,000	1,031,511,000	0	0	1,031,511,000	986,170,000	△45,341,000	
第1項 企業債	290,000,000	521,539,000	811,539,000	0	0	811,539,000	766,200,000	△45,339,000	
第2項 補助金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	
第3項 出資金	219,970,000	0	219,970,000	0	0	219,970,000	219,970,000	0	
第4項 固定資産 売却収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による繰 越額	継続費 通次繰 越額		地方公 営企業 法第26 条の規 定による繰 越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資 本 的 支 出	1,163,485,000	21,539,000	0	1,185,024,000	0	0	1,185,024,000	1,133,141,767	0	0	51,882,233	(うち仮払消費税及び地 方消費税12,115,884)
第 1 項 建設改良費	300,000,000	0	0	300,000,000	0	0	300,000,000	254,632,601	0	0	45,367,399	(うち仮払消費税及び地 方消費税12,115,884)
第 2 項 企業債償還金	353,485,000	521,539,000	0	875,024,000	0	0	875,024,000	875,023,166	0	0	858	
第 3 項 投 資	500,000,000	△500,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第 4 項 補助金返還金	0	0	3,486,000	3,486,000	0	0	3,486,000	3,486,000	0	0	0	
第 5 項 予 備 費	10,000,000	0	△3,486,000	6,514,000	0	0	6,514,000	0	0	0	6,514,000	

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 146,971,767円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,115,884円、過年度分損益勘定留保資金 134,856,883円で補填した。

平成 19 年度 那 覇 市 病 院 事 業 損 益 計 算 書

(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 円)

1 医業収益			
(1) 人 院 収 益	5,820,834,492		
(2) 外 来 収 益	2,424,000,882		
(3) その他医業収益	<u>528,364,347</u>	8,773,199,721	
2 医業費用			
(1) 給 与 費	5,359,672,475		
(2) 材 料 費	1,818,096,744		
(3) 経 費	1,462,257,410		
(4) 減 価 償 却 費	466,474,189		
(5) 資 産 減 耗 費	34,208,651		
(6) 研 究 研 修 費	<u>32,540,167</u>	<u>9,173,249,636</u>	
医 業 損 失			400,049,915
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	19,484,664		
(2) 他 会 計 補 助 金	104,943,000		
(3) 補 助 金	41,199,603		
(4) 負 担 金 交 付 金	187,618,000		
(5) その他医業外収益	<u>53,911,871</u>	407,157,138	
4 医業外費用			
(1) 支 払 利 息	105,922,113		
(2) 雑 損 失	<u>172,943,845</u>	<u>278,865,958</u>	<u>128,291,180</u>
経 常 損 失			271,758,735
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	6,979,731		
(2) その他特別利益	<u>4,193,463</u>	11,173,194	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	23,850,853		
(2) その他特別損失	<u>5,379,243</u>	<u>29,230,096</u>	<u>△18,056,902</u>
当年度純損失			289,815,637
前年度繰越欠損金			<u>3,577,120,764</u>
当年度未処理欠損金			<u>3,866,936,401</u>

平成 19 年度 那 覇 市 病 院 事 業 剰 余 金 計 算 書

(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

(単位: 円)

利益剰余金の部

I 欠損金

(1) 前年度未処理欠損金	3,577,120,764
(2) 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高	3,577,120,764
(3) 当年度純損失	<u>289,815,637</u>
当年度未処理欠損金	<u>3,866,936,401</u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額

1 前年度末残高	179,770,060
2 前年度処分額	0
3 当年度発生高	0
4 当年度処分額	<u>0</u>
5 当年度末残高	<u>179,770,060</u>

II 国庫(県)補助金

1 前年度末残高	2,752,565,498
2 前年度処分額	0
3 当年度発生高	0
4 当年度処分額	<u>90,668,245</u>
5 当年度末残高	<u>2,661,897,253</u>
翌年度繰越資本剰余金	<u>2,841,667,313</u>

平成 19 年度 那 覇 市 病 院 事 業 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位: 円)

1 当年度未処理欠損金	3,866,936,401
2 欠損金処理額	<u>0</u>
3 翌年度繰越欠損金	<u>3,866,936,401</u>

平成 1 9 年 度 那 覇 市 病 院 事 業 貸 借 対 照 表

(平成 2 0 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位: 円)

1 固 定 資 産		
(1)有 形 固 定 資 産		
イ土 地	1,348,246,798	
ロ建 物	8,777,457,663	
減価償却累計額	<u>3,978,777,425</u>	4,798,680,238
ハ構 築 物	203,205,385	
減価償却累計額	<u>163,576,298</u>	39,629,087
ニ器 械 備 品	3,855,834,050	
減価償却累計額	<u>1,848,618,005</u>	2,007,216,045
ホ車 両	4,230,000	
減価償却累計額	<u>3,846,100</u>	<u>383,900</u>
有形固定資産合計		8,194,156,068
(2)無 形 固 定 資 産		
イ電 話 加 入 権	<u>2,413,600</u>	
無形固定資産合計		2,413,600
(3)投 資		
イ投資有価証券	<u>497,077,000</u>	
投資合計		<u>497,077,000</u>
固定資産合計		8,693,646,668
2 流 動 資 産		
(1)現 金 預 金	2,065,194,366	
(2)未 収 金	1,513,852,525	
(3)貯 蔵 品	76,651,305	
(4)前 払 費 用	158,083	
(5)前 払 金	3,994,102	
(6)その他流動資産	<u>1,000,000</u>	
流動資産合計		<u>3,660,850,381</u>
資 産 合 計		<u>12,354,497,049</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1)引 当 金

イ退職給与引当金	0	
----------	---	--

ロ修繕引当金	0	
--------	---	--

固 定 負 債 合 計		0
-------------	--	---

4 流 動 負 債

(1)未 払 金	1,143,093,579	
----------	---------------	--

(2)預 り 金	67,294,042	
----------	------------	--

(3)そ の 他 流 動 負 債	1,000,000	
------------------	-----------	--

流 動 負 債 合 計		1,211,387,621
-------------	--	---------------

負 債 合 計		1,211,387,621
---------	--	---------------

資 本 の 部

5 資 本 金

(1)自 己 資 本 金	8,661,852,626	
--------------	---------------	--

(2)借 入 資 本 金

イ企 業 債	3,506,525,890	
--------	---------------	--

借 入 資 本 金 合 計	3,506,525,890	
---------------	---------------	--

資 本 金 合 計		12,168,378,516
-----------	--	----------------

6 剰 余 金

(1)資 本 剰 余 金

イ国 庫 補 助 金	2,655,744,253	
------------	---------------	--

ロ県 補 助 金	6,153,000	
----------	-----------	--

ハ受贈財産評価額	179,770,060	
----------	-------------	--

資 本 剰 余 金 合 計	2,841,667,313	
---------------	---------------	--

(2)利 益 剰 余 金

イ当年度未処理欠損金	3,866,936,401	
------------	---------------	--

利 益 剰 余 金 合 計	△3,866,936,401	
---------------	----------------	--

剰 余 金 合 計		△1,025,269,088
-----------	--	----------------

資 本 合 計		11,143,109,428
---------	--	----------------

負 債 資 本 合 計		12,354,497,049
-------------	--	----------------

注 退職給与引当金が18年度末と比較して全額462,730,134円減少しているのは、基準額より多くの支払が発生したため。また、修繕引当金が18年度末と比較して全額20,808,687円減少しているのは、平成20年度に移行する地方独立行政法人の会計基準では、修繕引当金を引き当てることが適当でないため修繕引当金を全額取り崩した。

平成 1 9 年度那覇市病院事業会計決算審査意見

むすび

当年度の病院事業は前年度と同じく 27 診療科（病床数 470 床）で運営され、入院患者数は延べ 15 万 9,719 人で前年度に比べ 1,604 人増加、外来患者数は延べ 23 万 2,042 人で 1 万 4,300 人の減少となっている。

病院事業の経営成績について前年度との比較損益計算書で見ると、総収益は 2,538 万 1,775 円の増収となったものの、総費用が 2 億 6,425 万 5,727 円増大したため、純損失が 2 億 8,981 万 5,637 円となり、前年度の純損失 5,094 万 1,685 円に比べ 2 億 3,887 万 3,952 円増加している。費用が増大した要因は、前年度購入した新医療情報システム（電子カルテ）や放射線治療システム等の高額医療機器の減価償却が当年度から発生したこと等により、減価償却費が前年度に比べ 1 億 9,514 万 5,830 円増加したことによるものであるが、当該減価償却費は次年度以降も継続して計上しなければならないことから、今後より一層の経費節減や収益の確保に努めなければならない。

次に病院事業の財政状態を比較貸借対照表で見ると、固定負債の退職給与引当金を当年度において全額（4 億 6,273 万 134 円）取り崩しているが、これは地方独立行政法人移行時の退職者増により、退職給与支給額が増大したことによるものである。なお、当該退職給与金の未払金計上により流動負債が増加したため、流動比率が 302.2%と前年度より 131.4 ポイント減少し、酸性試験比率が 295.5%と前年度より 127.7 ポイント減少しているが、各理想比率（流動比率 200%以上、酸性試験比率 100%以上）を維持している。

市立病院は新看護配置基準（7 対 1）の導入、D P C（診断群分類別評価）の導入に迅速かつ柔軟に対応するため、財務会計制度、人事制度等の見直しを行い、平成 20 年 4 月 1 日より地方独立行政法人に移行した。

今後は、同法人化により機動性・弾力性が向上することから、医師や看護師等の医療スタッフの早期確保及び効率的かつ効果的な病院事業の運営を実施し、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するよう努められたい。

なお業務の執行管理について、次のことに留意されたい。

1 自己負担分の未収金について

患者にかかる自己負担分の未収金は、平成 20 年 3 月 31 日現在、3 億 569 万 4,684 円で現年度分が 7,620 万 4,981 円、過年度分が 2 億 2,948 万 9,703 円である。

現年度分の未収金が前年度より 5,040 万 5,281 円（39.81%）減少していることについては、高額療養費制度の現物給付化や出産育児一時金受取代理制度など活用できる制度の患者や家族への説明と該当するケースについての手続き指導の徹底により未収金の発生を抑えたことや、未収金となってからの電話や文書による督促、訪問などを早期に行った結果によるものである。

しかし、過年度分の未収金が多額であることから、今後も引き続き専門業者に委託するなど早期回収に努力されたい。

2 医療機器の選定について

那覇市立病院医療機器選定委員会要綱第 3 条（審議事項）では、取得見込価格

500 万円以上で病院事業管理者が指定する医療機器の選定に当たっては、審議事項とすると規定している。しかし、平成 19 年度に 500 万円以上の医療機器を 8 品購入しているが同委員会が開催されていない。

医療機器の購入は病院経営に重大な影響を及ぼすことから、同委員会要綱に基づいた機種選定の際の手続きを遵守されたい。

公 告

那覇市公告第 1 6 8 号

平成 2 0 年 1 2 月 9 日

掲 示 済

宅地（保留地）の一般公開抽選処分について

宅地（保留地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和 5 7 年那覇市規則第 1 0 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業

真嘉比古島第二土地区画整理事業

施行者 那 覇 市

代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 宅地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二地区（1 画地）

① 4 4 街区 5 1 画地

面積 1 9 6 . 9 9 m² 価格 ¥ 3 1 , 1 2 4 , 0 0 0 円

② 9 5 街区 5 画地

面積 1 7 4 . 9 1 m² 価格 ¥ 2 5 , 1 8 7 , 0 0 0 円

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

（1）未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。

（2）保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が 3 ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。

（3）過去 1 0 年間に保留地を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成 2 1 年 1 月 1 4 日（水）午後 2 時より
- (2) 場所 区画整理課（旧真嘉比古島区画整理事務所）
那覇市字真嘉比 3 4 3－1 3 電話 8 6 2－9 1 3 7

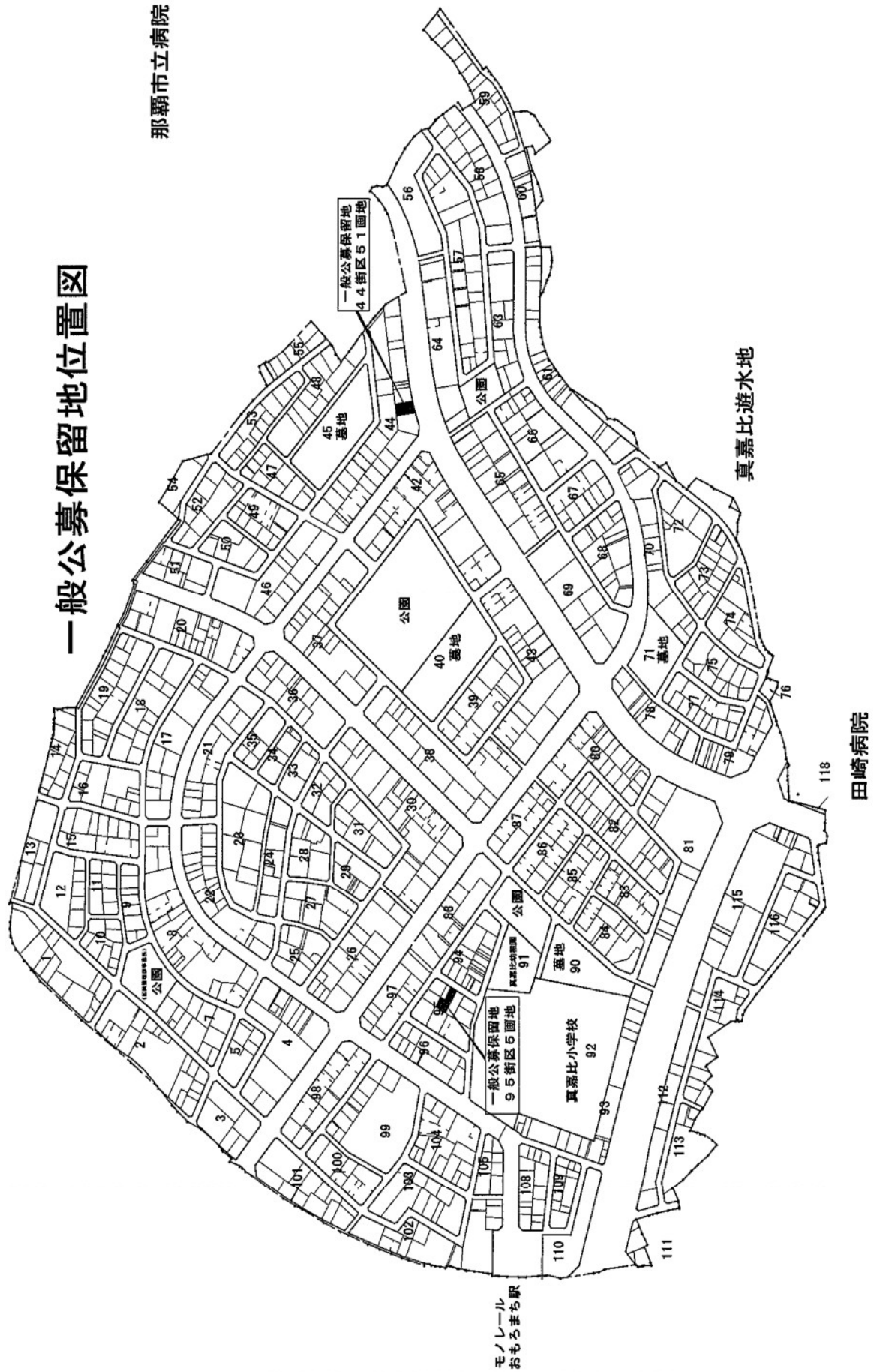
4 抽選参加申し込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日（月）から平成 2 1 年 1 月 9 日（金）まで
（土・日・祝祭日除く、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）
- (2) 場所 区画整理課
那覇市字真嘉比 3 4 3－1 3 電話 8 6 2－9 1 3 7

5 その他抽選に必要な事項

- (1) 抽選参加の申し込みは、1 世帯又は 1 法人につき 1 筆とします。
- (2) その他抽選に必要な書類は、区画整理課で配布します。

※ なお、一般公開抽選に申し込みのない保留地が生じた場合は、「2 資格」の（2）、（3）に該当する方への処分も可とします。



那覇市公告第 1 7 0 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類**（1）那覇広域都市計画公園**

（4・3・那 4 号 大石公園）

（2）那覇広域都市計画道路

（3・5・那 1 5 号 牧志壺屋線）

2 都市計画を定める土地の区域（変更する部分）**（1）那覇広域都市計画公園の変更（4・3・那 4 号 大石公園）**

那覇市識名 1 丁目の一部及び繁多川 5 丁目の一部

（2）那覇広域都市計画道路の変更（3・5・那 1 5 号 牧志壺屋線）

那覇市牧志 3 丁目の一部及び壺屋 1 丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

4 都市計画の縦覧期間

平成 20 年 12 月 10 日（水）から平成 20 年 12 月 24 日（水）まで

（土・日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

那覇市公告第 1 7 3 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・10号 汀良翁長線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市公告第 1 8 3 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日

掲 示 済

国場住宅地建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により、下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|---------------|---|
| 1 認可番号 | 第 1 号 |
| 2 認可年月日 | 平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日 |
| 3 建築協定の名称 | 国場住宅地建築協定 |
| 4 建築協定区域の地名地番 | 那覇市国場字国場前原 3 0 3 番 1、3 0 8 番 |
| 5 縦覧場所 | 那覇市 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2－3－1 新都心銘苅庁舎
TEL（直）0 9 8－9 5 1－3 2 4 4 |



那覇市公告第 1 8 7 号

平成 2 1 年 1 月 5 日

掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び那覇市仮庁舎賃貸借制限付一般競争入札要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6、那覇市契約規則第 13 条及び要領第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

(1) 事業名	那覇市仮庁舎賃貸借事業
(2) 場所	那覇市上之屋 1 丁目 2 - 2
(3) 事業の目的	老朽化した那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）を建て替える間の仮移転のため
(4) 事業の方法	発注者が提案する仮庁舎施設（プレハブ造建築物等）を受注者が設置し、発注者がこれを借り受ける
(5) 業務の内容	「物件説明書」に示す仮庁舎施設の設置、撤去、賃貸、維持管理及びその他関連業務
(6) 仮庁舎及び付帯施設の引き渡し	平成 2 1 年 8 月 3 1 日
(7) 予定価格	629, 828, 000 円（消費税、地方消費税その他の公租公課を含む）
(8) 最低制限価格	設定しない
(9) 事業の基本条件	①賃貸借期間 賃貸借期間は、平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。 ②期間満了後の処置 受注者は、仮庁舎施設を解体・撤去し、原状回復をする。解体・撤去及び原状回復にかかる費用は受注者負担とする。 ③仮庁舎施設の規模・内容 別添「物件説明書」及び「設計図面」を参照のこと。

	④磁気探査 受注者は、仮庁舎設置部分の水平探査を実施すること。 ⑤所有関係 仮庁舎施設の所有権は、受注者にあるものとする。 ⑥維持管理 別添「物件説明書」を参照のこと。 ⑦前払金 前払金の支払いはなし ⑧賃借料の支払い 契約額を賃貸借期間 (31 ヶ月) で割った額の毎月均等払いとし、当月の分を翌月の月末までに支払う。 ⑨公租公課について 消費税、地方消費税を除くその他の公租公課については、別添「物件説明書」を参照のこと。 ⑩手続き 事業にあたっての官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。 ⑪安全対策等 別添「物件説明書」を参照のこと。
(10) 敷地の概要	①敷地面積 約 1 6 , 0 0 0 m² ②土質の現況 土質調査報告書を新庁舎建設室に備え、閲覧に付す。
(11) 法的規制	①用途地域 第 1 種中高層住居専用地域 (受注者が要確認) ②建ぺい率 6 0 % (受注者が要確認) ③容積率 2 0 0 % (受注者が要確認) ④防火地区指定 なし (受注者が要確認) ⑤地区計画 那覇新都心地区計画 (受注者が要確認) ⑥那覇市福祉のまちづくり条例 (受注者が要確認) ⑦沖縄県赤土等流失防止条例 (受注者が要確認) ※その他関係法令等
(12) 現場調整	今回設置予定の仮庁舎は、一般事務所と異なり市民サービスの提供や行政運営又は市議会等、多様な機能が必要とされている施設であることから、設置作業に着手した後においても、発注者が必要と認める場合は、受注者は施設仕様について協議に応じるものとする。
(13) その他	この公告に基づき仮庁舎の賃貸借に係る契約を締結した後、発注者及び受注者の責めに帰せざる事由により、この公告に定める事項と異同が生じた場合で、発注者及び受注者両者に不利益が生じないときは、発注者と受注者が協議の上、仮庁舎の賃貸借に係る契約を変更することができる。

2 入札参加資格要件

※公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
2	定款又は商業登記簿で不動産リース業又は不動産賃貸業を営んでいることを定めている者であること。
3	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程（1971 年那覇市訓令第 10 号）第 7 条に規定する建設業者格付名簿に建築業で登録しており、平成 19 年度・20 年度格付け（建築）が A ランクの者であること。
4	施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
5	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年助役決裁）第 14 条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
6	有効な経営事項審査を有している者であること。
7	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
8	経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
9	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているとして不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
10	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に準じて監理技術者又は主任技術者等を専任で配置できる者であること。

3 設計図書について

※本市が無償で提供する。

提供期間	平成 21 年 1 月 5 日（月）～21 年 1 月 22 日（木）
提供方法	那覇市ホームページにより PDF ファイルにて提供 （■要領・様式等－番号 2・3）

4 設計図書等に対する質問及び回答

質問期間	平成 21 年 1 月 8 日（木）9 時～21 年 1 月 14 日（水）17 時
質問方法	質疑応答書（■要領・様式等－番号 4）を E-mail で送付すること。 提出先 新庁舎建設室 E-mail : m-new001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答	平成 21 年 1 月 16 日（金）17 時 15 分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札書等の提出方法

入札方法	郵便入札により行う。 ※配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	ア 入札書・・・(■要領・様式等－番号5) イ 賃貸料等内訳書・・・(■要領・様式等－番号6)
封筒	封筒作成例(■要領・様式等－番号7) 参照 開札日時・対象事業名・業者の名称・電話番号・FAX番号・ 担当者名を記載
配達指定日	平成21年1月22日(木) ←必ずこの日を指定してください。
宛先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部 新庁舎建設室

※配達指定日以外の日に届いた入札書等は受理しないものとする。

6 入札書の不受理・無効

那覇市仮庁舎賃貸借制限付一般競争入札心得(以下「心得」)(■要領・様式等－番号8) 第14条・15条参照。

7 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第18条第2項参照。

8 開札

開札期日	平成21年1月26日(月) 10時
開札場所	厚生経済委員会室(市役所本庁3階)

9 入札資格審査書類の提出

提出書類	開札後、落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。
	ア 入札参加資格審査申請書・・・(■要領・様式等－番号11)
	イ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
	ウ 定款又は商業登記簿(不動産リース業又は不動産賃貸業を営んでいることの記載があるもの)の写し
	エ 建設業許可証明書又は建設業の許可の写し
	オ 専任配置予定技術者・・・(■要領・様式等－番号12)

10 落札者の決定、入札参加資格要件の審査

開札後、提出書類の事後審査により後日決定する。 落札者決定予定日 平成21年1月29日(木) 心得 第7・8・9・10・11・12・13条参照。
--

11 入札保証金、契約保証金

入札保証金	見積もった契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に該当するときは、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 2 号の適用を受けようとする者は、それを証明する書類の写し（契約書、設置確認済証等）を平成 21 年 1 月 22 日（木）までに新庁舎建設室へ郵送にて提出すること。
契約保証金	免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

12 その他必要な事項

(1)	提出された関係書類は返却しない。
(2)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

13 問い合わせ先

この公告・那覇市役所ホームページ・入札・開札・契約に関すること 那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者：西原 浩也 電話番号 862-4260 F A X 番号 862-4263
--

14 ■要領・様式等の確認方法

那覇市公式ホームページ → 那覇市仮庁舎賃貸借制限付一般競争入札 → 要領・様式等

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 6 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(報酬)			(報酬)		
第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 <u>340 円</u> 以内の額を加えたものとする。			第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 <u>374 円</u> 以内の額を加えたものとする。		
所 属	労 務 の 区 分	報 酬 の 額 (円)	所 属	労 務 の 区 分	報 酬 の 額 (円)
総務課	施設維持管理員 (庁舎内施設の維持管理)	時 間 額 910	総務課	施設維持管理員 (庁舎内施設の維持管理)	時 間 額 910
総務課	施設維持管理員 (庁舎外及び施設等の維持管理)	時 間 額 815	総務課	施設維持管理員 (庁舎外及び施設等の維持管理)	時 間 額 815
料金課	窓口担当員	日 額 5,460	料金課	窓口担当員	日 額 5,460
料金課	滞納整理員	日 額 5,460	料金課	滞納整理員	日 額 5,460
管理課	マッピングシステム入力員	日 額 5,460	管理課	マッピングシステム入力員	日 額 5,460
配水課	水質検査担当員	時 間 額 910	配水課	水質検査担当員	時 間 額 910
給排水設備課	下水道接統指導員	時 間 額 910	給排水設備課	下水道接統指導員	時 間 額 910
給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日 額 5,460	給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日 額 5,460

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 4 号

平成 2 0 年 1 2 月 8 日

掲 示 済

平成 2 0 年 1 2 月那覇市議会定例会で認定された平成 1 9 年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 9 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1)収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 8,607,438,000	円 41,637,000	円 0	円 8,649,075,000	円 8,744,205,097	円 95,220,097	
第1項 営業収益	8,448,168,000	△ 6,600,000	0	8,441,568,000	8,538,547,924	96,979,924	(うち仮受消費税及び地方消費税 392,428,789)
第2項 営業外収益	74,420,000	47,213,000	0	121,633,000	119,535,065	△ 2,097,935	(〃 2,546,826)
第3項 特別利益	84,850,000	1,024,000	0	85,874,000	86,212,108	338,108	(〃 18,960)

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道事業費用	円 8,194,542,000	円 △ 99,131,000	円 0	円 0	円 0	円 8,095,411,000	円 0	円 8,095,411,000	円 8,015,822,076	円 0	円 79,588,924	
第1項 営業費用	7,729,839,000	△ 110,136,000	0	△ 13,064,000	0	7,606,639,000	0	7,606,639,000	7,547,297,681	0	59,341,319	(うち仮払消費税及び地方消費税 241,367,714)
第2項 営業外費用	429,793,000	10,505,000	0	13,064,000	0	453,362,000	0	453,362,000	453,356,683	0	5,317	(うち銀行税額 116,091,500)
第3項 特別損失	14,910,000	500,000	0	0	0	15,410,000	0	15,410,000	15,167,712	0	242,288	(うち仮払消費税及び地方消費税 537,945)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2)資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 466,402,000	円 △ 26,670,000	円 379,732,000	円 0	円 0	円 379,732,000	円 379,767,797	円 35,797	円 348,571) (うち仮受消費税及び地方消費税
第1項 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2項 補助金	350,000,000	△ 18,500,000	331,500,000	0	0	331,500,000	331,500,000	0	
第3項 出資金	10,665,000	0	10,665,000	0	0	10,665,000	10,701,000	36,000	
第4項 固定資産売却代金	25,331,000	3,000	25,334,000	0	0	25,334,000	25,334,197	197	
第5項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
第6項 他会計貸付金償還金	20,405,000	△ 8,173,000	12,232,000	0	0	12,232,000	12,232,600	600	

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 2,261,570,000	円 △ 14,671,000	円 0	円 0	円 2,246,899,000	円 12,121,000	円 0	円 2,259,020,000	円 2,250,808,710	円 0	円 0	円 0	円 8,211,290	円 3,206,963) (うち仮払消費税及び地方消費税 56,018,600)
第1項 建設改良費	966,019,000	△ 163,275,000	0	0	962,744,000	12,121,000	0	974,865,000	971,638,037	0	0	0	3,206,963	
第2項 企業債償還金	790,550,000	574,717,000	0	0	1,365,267,000	0	0	1,365,267,000	1,365,262,840	0	0	0	4,160	
第3項 投資	500,000,000	△ 500,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4項 その他資本的支出	1,000	13,887,000	0	0	13,888,000	0	0	13,888,000	13,887,833	0	0	0	167	
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,871,040,913円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収 支調整額 35,670,029円、振替積立金 1,178,652,444円及び過年度分損益勘定留保資金 656,718,440円で補てんした。

平成 1 9 年度那覇市水道事業損益計算書

(平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 : 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	7,756,334,163		
(2) その他営業収益	<u>389,784,972</u>	8,146,119,135	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	4,509,830,059		
(2) 給 水 費	707,936,040		
(3) 漏 水 防 止 費	58,028,336		
(4) 業 務 費	340,060,293		
(5) 総 係 費	667,786,086		
(6) 減 価 償 却 費	976,700,021		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>45,589,132</u>	<u>7,305,929,967</u>	
営 業 利 益			840,189,168
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	23,900,292		
(2) 補 償 金	22,176,892		
(3) 土 地 物 件 収 益	58,164,540		
(4) 雑 収 益	<u>12,746,636</u>	116,988,360	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	337,261,271		
(2) 雑 支 出	<u>3,912</u>	<u>337,265,183</u>	<u>△ 220,276,823</u>
経 常 利 益			619,912,345
5 特 別 利 益			
(1) 固定資産売却益	85,813,835		
(2) 過年度損益修正益	<u>379,313</u>	86,193,148	
6 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>11,308,070</u>	<u>14,629,767</u>	<u>71,563,381</u>
当 年 度 純 利 益			691,475,726
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>691,475,726</u></u>

平成 1 9 年度那覇市水道事業剰余金計算書

(平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 : 円)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減 債 積 立 金

1	前年度末残高	818,443,399	
2	前年度繰入額	360,209,045	
3	当年度処分額	<u>1,178,652,444</u>	
4	当年度末残高		<u>0</u>
	積立金合計		<u><u>0</u></u>

II 未処分利益剰余金

(1)	前年度未処分利益剰余金		360,209,045
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減 債 積 立 金	<u>360,209,045</u>	<u>360,209,045</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		0
(3)	当年度純利益		<u>691,475,726</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>691,475,726</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額

1	前 年 度 末 残 高	591, 126, 428	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		591, 126, 428

II 国 庫 (県) 補 助 金

1	前 年 度 末 残 高	13, 762, 647, 359	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	317, 612, 167	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		14, 080, 259, 526

III 寄 附 金

1	前 年 度 末 残 高	70, 000, 000	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		70, 000, 000

IV 工 事 負 担 金

1	前 年 度 末 残 高	1, 960, 015, 922	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>155, 480, 001</u>	
5	当 年 度 末 残 高		1, 804, 535, 921

V 補 償 金

1	前 年 度 末 残 高	166, 663, 131	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		<u>166, 663, 131</u>

翌年度繰越資本剰余金

16, 712, 585, 006

(注) 国庫補助金返還金

13, 887, 833円

平成 1 9 年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

1	当年度未処分利益剰余金		691,475,726
2	利益剰余金処分額		
	(1) 減債積立金	<u>691,475,726</u>	<u>691,475,726</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u><u>0</u></u>

平成 1 9 年度那覇市水道事業貸借対照表

(平成 2 0 年 3 月 3 1 日)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1, 075, 001, 641	
ロ 建 物	2, 231, 756, 924		
減価償却累計額	<u>351, 215, 196</u>	1, 880, 541, 728	
ハ 構 築 物	33, 929, 411, 308		
減価償却累計額	<u>11, 117, 720, 120</u>	22, 811, 691, 188	
ニ 機 械 及 び 装 置	2, 519, 417, 649		
減価償却累計額	<u>1, 098, 727, 488</u>	1, 420, 690, 161	
ホ 車 両 運 搬 具	28, 802, 372		
減価償却累計額	<u>22, 079, 513</u>	6, 722, 859	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	425, 445, 918		
減価償却累計額	<u>203, 943, 398</u>	221, 502, 520	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>56, 344, 000</u>	
有形固定資産合計			27, 472, 494, 097

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		<u>913, 300</u>	
無形固定資産合計			913, 300

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	110, 093, 400		
ロ そ の 他 投 資	<u>173, 919, 378</u>		
投 資 合 計			<u>284, 012, 778</u>

固定資産合計 27, 757, 420, 175

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	4, 138, 638, 053		
(2) 未 収 金	1, 500, 968, 544		
(3) 貯 蔵 品	<u>52, 290, 931</u>		
流動資産合計			<u>5, 691, 897, 528</u>
資 産 合 計			<u>33, 449, 317, 703</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金	6,947,344	
-----------	-----------	--

ロ 修繕引当金	<u>699,965,513</u>	706,912,857
---------	--------------------	-------------

(2) その他固定負債

	<u>119,993,193</u>	
--	--------------------	--

固定負債合計		826,906,050
--------	--	-------------

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金

	922,606,051	
--	-------------	--

(2) 前 受 金

	140,000	
--	---------	--

(3) 預 り 金

	<u>105,478,992</u>	
--	--------------------	--

流動負債合計		<u>1,028,225,043</u>
--------	--	----------------------

負債合計		<u>1,855,131,093</u>
------	--	----------------------

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

	7,622,934,194	
--	---------------	--

(2) 借 入 資 本 金

イ 企業債	<u>6,567,191,684</u>	
-------	----------------------	--

借入資本金合計		<u>6,567,191,684</u>
---------	--	----------------------

資本金合計		14,190,125,878
-------	--	----------------

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額	591,126,428	
-----------	-------------	--

ロ 国庫(県)補助金	14,080,259,526	
------------	----------------	--

ハ 寄 附 金	70,000,000	
---------	------------	--

ニ 工事負担金	1,804,535,921	
---------	---------------	--

ホ 補 償 金	<u>166,663,131</u>	
---------	--------------------	--

資本剰余金合計		16,712,585,006
---------	--	----------------

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金	0	
-------------	---	--

ロ 当年度末処分利益剰余金	<u>691,475,726</u>	
---------------	--------------------	--

利益剰余金合計		<u>691,475,726</u>
---------	--	--------------------

剰 余 金 合 計		<u>17,404,060,732</u>
-----------	--	-----------------------

資 本 合 計		<u>31,594,186,610</u>
---------	--	-----------------------

負 債 資 本 合 計		<u><u>33,449,317,703</u></u>
-------------	--	------------------------------

(注) 退職給与引当金取崩額 61,135,985円

(注) 修繕引当金計上額 201,190,843円

(注) 国庫補助金返還金 13,887,833円

平成 1 9 年度那覇市水道事業会計決算審査意見

むすび

平成 19 年度の水事情は、国県管理ダムの貯水率約 80%以上を維持し、平成 6 年 3 月 2 日以降、引き続き安定した給水がなされた。

業務状況は、給水人口 31 万 2,188 人、給水戸数 14 万 6,870 戸で前年度に比べ 226 人（0.1%）減少し、1,462 戸（1.0%）増加している。また、年間総配水量は 3,930 万 6,362 m³で、前年度に比べ 47 万 7,169 m³（1.2%）減少している。これは、ホテルの海水淡水化施設稼動による減少、市民の節水意識の向上や節水器具の普及等によるものではないかと推測される。

損益収支については、総事業収益が 83 億 4,930 万 643 円で前年度に比べ 7,078 万 8,705 円（0.9%）増加している。これは給水収益や下水道工事に伴う配水管移設工事等の補償金が減少したものの、主に一般管理費に係る負担金等のその他営業収益、受取利息及び土地物件収益による営業外収益が増加したことによるものである。

水道料金未収金の収納向上について常に努力されているが、未収額は 13 億 9,100 万 607 円（内訳：現年度分 13 億 4,989 万 1,681 円、過年度分 4,110 万 8,926 円）で、前年度より 284 万 439 円減少したとはいえ多額である。

総事業費用は、76 億 5,782 万 4,917 円で前年度に比べ 2 億 6,047 万 7,976 円（3.3%）減少している。これは減価償却費、資産減耗費等が増加したものの、配水費、その他特別損失及び支払利息等が減少したことによるものである。この結果、当年度純利益は、6 億 9,147 万 5,726 円で前年度に比べ 3 億 3,126 万 6,681 円（92.0%）の増加となっている。

財務比率について前年度と比較してみると、流動比率や当座比率（＝酸性試験比率）が減少しているが、十分な高率を維持しており企業としての支払能力は高く保たれている。

労働生産性の推移を見ると、職員一人当たりの給水人口、有収水量、営業収益ともに上昇を続けており、経営の効率化が結果として数値に表れているものと思われる。

以上のことから経営健全のために経営努力を続けていることが伺えるが、今後とも、経営の根幹である水道料金の徴収に万全を期すとともに経営の合理化と運営の効率化に努め、長期的な経営の安定が確保されるよう望むものである。

なお、業務の執行について、次のことに留意されたい。

1 未収金について

過年度未収金は、4,110 万 8,926 円で前年度より 385 万 4,327 円（9.4%）減少し、徴収努力がみられる。

未収金の徴収については、勤務時間の割振りを行い夜間及び休日、週休日に督促・徴収するとともに、滞納整理月間を実施する等の他、組織体制を強化し徴収率向上に、なお一層努力されたい。

2 水道料金の納付方法について

水道料金の納付状況については、調定件数 111 万 2,293 件のうち、口座振替制 86 万 9,517 件、自主納付制が 24 万 2,776 件である。これを前年度と比較すると口座振替制が 1.2%減少し、自主納付制での納付が増加している。これは、コン

ビニエンスストアでの納付が可能となり、市民にとって利便性が向上したためと
のことだが、水道事業の負担の少ない口座振替制の周知になお一層努力されたい。

那覇市上下水道局告示第 3 5 号

平 成 2 0 年 1 2 月 8 日

掲 示 済

平成 2 0 年 1 2 月那覇市議会定例会で認定された平成 1 9 年度那覇市下水道事業
会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平 成 1 9 年 度 那 覇 市 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1)収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	北方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計				
	円	円	円	円	円	円		円
第1款 下水道事業収益	3,962,099,000	40,010,000	0	4,002,109,000	4,004,370,546	2,261,546		
第1項 営業収益	3,416,169,000	53,956,000	0	3,470,125,000	3,472,603,723	2,478,723	{うち仮受消費税及び地方消費税	164,902,197}
第2項 営業外収益	545,929,000	△ 14,113,000	0	531,816,000	531,452,130	△ 363,870	{ #	1,728,114}
第3項 特別利益	1,000	167,000	0	168,000	314,693	146,693	{ #	14,960}

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	北方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計					
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
第1款 下水道事業費用	3,857,759,000	△ 49,964,000	0	0	0	3,807,795,000	0	3,807,795,000	3,801,924,364	0	5,870,636		
第1項 営業費用	3,094,425,000	△ 22,197,000	0	△ 20,427,000	0	3,051,801,000	0	3,051,801,000	3,046,742,897	0	5,058,103	{うち仮払消費税及び地方消費税	90,748,200}
第2項 営業外費用	747,164,000	△ 26,319,000	10,000,000	20,427,000	0	751,272,000	0	751,272,000	751,270,294	0	1,706	{うち納付税額	50,696,000}
第3項 特別損失	6,170,000	△ 1,448,000	0	0	0	4,722,000	0	4,722,000	3,911,173	0	810,827	{うち仮払消費税及び地方消費税	186,236}
第4項 予備費	10,000,000	0	△ 10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2)資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る財 源充当額	総務費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 2,287,693,000	円 1,372,853,000	円 3,660,546,000	円 361,080,000	円 0	円 4,021,626,000	円 3,413,265,651	円 △ 608,420,349	
第1項 企業債	680,200,000	1,392,800,000	2,073,000,000	172,600,000	0	2,245,600,000	1,942,500,000	△ 303,100,000	
第2項 補助金	870,000,000	△ 9,000,000	861,000,000	188,480,000	0	1,049,480,000	772,490,000	△ 276,990,000	翌年度繰越財源充当額 101,350,500
第3項 出資金	733,093,000	△ 10,947,000	722,146,000	0	0	722,146,000	683,858,451	△ 28,287,549	" 25,127,000
第4項 その他 資本収入	4,400,000	0	4,400,000	0	0	4,400,000	4,357,200	△ 42,800	

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	沉没増 減額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	総務費通 次繰越額	合 計		地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	総務費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 3,110,413,000	円 1,318,938,000	円 0	円 0	円 4,429,351,000	円 479,710,500	円 0	円 4,909,061,500	円 4,160,143,917	円 630,567,500	円 0	円 630,567,500	円 118,350,083	
第1項 建設改良費	1,973,900,000	19,333,000	0	0	1,993,233,000	479,710,500	0	2,472,943,500	1,730,268,509	630,567,500	0	630,567,500	112,107,491	(うち仮払消費税及び 地方消費税 72,456,748)
第2項 企業債償還金	1,106,107,000	1,307,778,000	0	0	2,413,885,000	0	0	2,413,885,000	2,413,883,808	0	0	0	1,192	
第3項 社会計画入金 償還金	20,406,000	△ 8,173,000	0	0	12,233,000	0	0	12,233,000	12,232,600	0	0	0	400	
第4項 投 資	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	3,759,000	0	0	0	1,241,000	
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額126,477,500円を除く)が資本的支出額に不足する額 873,415,766円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,555,571円、繰越工事資金 118,630,500円、減価償立金447,596,064円及び通年度分損益勘定留保資金280,633,631円で補てんした。

平成 1 9 年度那覇市下水道事業損益計算書

(平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	3, 307, 235, 026		
(2) そ の 他 営 業 収 益	<u>466, 500</u>	3, 307, 701, 526	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	268, 852, 386		
(2) ポ ン プ 場 費	36, 515, 211		
(3) 排 水 設 備 費	80, 644, 946		
(4) 業 務 費	1, 692, 205, 612		
(5) 総 係 費	239, 933, 256		
(6) 減 価 償 却 費	611, 795, 371		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>26, 047, 915</u>	<u>2, 955, 994, 697</u>	
営 業 利 益			351, 706, 829
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	1, 180, 389		
(2) 他 会 計 補 助 金	464, 130, 945		
(3) 補 償 金	23, 475, 375		
(4) 雑 収 益	<u>40, 937, 384</u>	529, 724, 093	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	700, 260, 438		
(2) 雑 支 出	<u>1, 854, 649</u>	<u>702, 115, 087</u>	<u>△ 172, 390, 994</u>
経 常 利 益			179, 315, 835
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>299, 713</u>	299, 713	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	<u>3, 724, 937</u>	<u>3, 724, 937</u>	<u>△ 3, 425, 224</u>
当 年 度 純 利 益			175, 890, 611
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>175, 890, 611</u></u>

平成 1 9 年度那覇市下水道事業剰余金計算書

(平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 : 円)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減 債 積 立 金

1 前 年 度 末 残 高	0	
2 前 年 度 繰 入 額	447, 596, 064	
3 当 年 度 処 分 額	<u>447, 596, 064</u>	
4 当 年 度 末 残 高		<u>0</u>
積 立 金 合 計		<u><u>0</u></u>

II 未処分利益剰余金

(1) 前年度未処分利益剰余金		447, 596, 064
(2) 前年度利益剰余金処分額		
1 減 債 積 立 金	<u>447, 596, 064</u>	<u>447, 596, 064</u>
繰越利益剰余金年度末残高		0
(3) 当 年 度 純 利 益		<u>175, 890, 611</u>

当年度未処分利益剰余金 175, 890, 611

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額

1	前 年 度 末 残 高	160,248,053	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	88,460,718	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		248,708,771

II 国 庫 (県) 補 助 金

1	前 年 度 末 残 高	20,825,198,413	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	252,475,475	
4	当 年 度 処 分 額	<u>35,517,653</u>	
5	当 年 度 末 残 高		<u>21,042,156,235</u>

翌年度繰越資本剰余金

21,290,865,006

平成 1 9 年度那霸市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 : 円)

1	当年度未処分利益剰余金		175,890,611
2	利益剰余金処分額		
	(1) 減債積立金	<u>9,000,000</u>	<u>9,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u><u>166,890,611</u></u>

平成 1 9 年度那覇市下水道事業貸借対照表

(平成 2 0 年 3 月 3 1 日)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		310,943,638	
ロ 建 物	114,752,078		
減価償却累計額	<u>6,622,962</u>	108,129,116	
ハ 構 築 物	35,164,213,331		
減価償却累計額	<u>1,163,634,362</u>	34,000,578,969	
ニ 機 械 及 び 装 置	415,337,439		
減価償却累計額	<u>34,091,825</u>	381,245,614	
ホ 車 両 運 搬 具	2,978,794		
減価償却累計額	<u>553,013</u>	2,425,781	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	22,113,979		
減価償却累計額	<u>9,899,930</u>	12,214,049	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>435,275,146</u>	
有形固定資産合計			35,250,812,313
(2) 無形固定資産			
イ 施 設 利 用 権		<u>5,036,331,496</u>	
無形固定資産合計			5,036,331,496
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		<u>10,162,044</u>	
投 資 合 計			<u>10,162,044</u>
固定資産合計			40,297,305,853

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		927,557,788	
(2) 未 収 金		780,040,390	
(3) 前 払 金		<u>168,924,420</u>	
流動資産合計			<u>1,876,522,598</u>
資 産 合 計			<u><u>42,173,828,451</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金	109,428,576		
ロ 修繕引当金	<u>112,403,137</u>	<u>221,831,713</u>	
固定負債合計			221,831,713

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金

684,697,319

(2) 預 り 金

16,577,295流動負債合計 701,274,614

負債合計 923,106,327

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

5,836,016,473

(2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債 13,837,856,634

ロ 他会計借入金 110,093,400借入資本金合計 13,947,950,034

資本金合計 19,783,966,507

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額 248,708,771

ロ 国庫（県）補助金 21,042,156,235

資本剰余金合計 21,290,865,006

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 0

ロ 当年度末処分利益剰余金 175,890,611利益剰余金合計 175,890,611剰余金合計 21,466,755,617資 本 合 計 41,250,722,124負債資本合計 42,173,828,451

(注) 退職給与引当金計上額 61,000,000円

(注) 修繕引当金計上額 38,883,905円

(注) 国庫補助金取崩額 35,517,653円

平成 1 9 年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

むすび

業務量については、使用戸数 13 万 2,926 戸、年間総排水量は 3,488 万 1,861 m³及び年間総有収水量は 3,488 万 1,808 m³で、有収率は 99.99%となっている。

経営状況を損益収支でみると、総事業収益は 38 億 3,772 万 5,332 円で、前年度に比べ 1,768 万 4,286 円 (0.5%) 減少している。これは営業収益で 813 万 1,856 円 (0.2%) 増加しているものの、営業外収益で 2,277 万 8,288 円 (4.1%)、特別利益で 303 万 7,854 円 (91.0%) 減少したことによるものである。

一方、総事業費用は 36 億 6,183 万 4,721 円で、前年度に比べ 2,379 万 5,126 円 (0.7%) 増加している。これは、営業外費用で 4,170 万 8,935 円 (5.6%)、特別損失で 224 万 6,998 円 (37.6%) 減少したものの、営業費用で 6,775 万 1,059 円 (2.3%) 増加したことによるものである。その結果、平成 19 年度の純利益は、1 億 7,589 万 611 円で前年度に比べ 4,147 万 9,412 円 (19.1%) の減少となっている。

財務分析の結果は、経営成績の指標である総収益対総費用関係で示した収支比率は 104.8%で前年度の 106.0%に比べ 1.2 ポイント減少し、損益収支は黒字基調で推移している。一般に 200%以上が望ましいとされている短期債務に対する企業の支払い能力を示す流動比率は 267.6%で前年度の 235.9%に比べ 31.7 ポイント増加している。当座資産によってみる当座比率 (酸性試験比率) は、243.5%で前年度の 212.0%に比べ 31.5 ポイント増加している。

総資本 (資本・負債) の中に占める自己資本の割合を示し、大きいほど健全であるとされ、資本構成の安定度を示す自己資本構成比率は 64.7%で前年度の 63.6%に比べ 1.1 ポイント増加している。固定資産がどの程度、自己資本でまかなわれているかを見る比率で、一般には 100%以下が望ましいとされている固定比率は 147.6%で前年度の 150.8%に比べ 3.2 ポイント減少している。

労働生産性の推移を見ると、職員一人当たりの有水量及び営業収益ともに上昇している。

下水道事業は、衛生的で快適な生活の確保・維持、降雨による浸水被害等の防除、公共用水域の水質の保全といった都市基盤における極めて重要な役割を担っている。

今後とも中長期的な視点に立ち、将来を見通した適正な事業執行に留意し、より一層効率的・効果的な事業運営に努力され、公共の福祉の増進と市民サービスの向上に努めるよう望むものである。

なお、業務の執行について、次のことに留意されたい。

水洗便所改造等資金貸付金未収金について

水洗便所改造等資金貸付金の滞納額は、342 万 5,644 円である。その内、昭和 50 年度から平成 6 年度までの滞納額が 334 万 8,144 円となっている。

滞納繰越分は年度が経過するにしたがって、徴収が困難となってくることから、実態把握の上、未収金の収納向上に努められたい。

また、昭和 50 年度から平成 6 年度までの滞納者 27 名の滞納理由は、居所不明 12 人、死亡 5 人、生活苦 7 人、その他 3 人となっている。未収金の回収にあたっては、民法上の貸付金の時効は 10 年となっていることから時効到来や本人死亡、その他の原因によって回収不能と判断される滞納者については、実態把握の上、不納欠損の手続き等も含め検討されたい。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 2 1 号

平 成 2 0 年 1 2 月 5 日

公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則(平成10年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>担任事務</u>) 第2条 協議会は、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)の運営に関し、館長の諮問に応じ審議し、<u>答申するとともに、館長に対して意見を述べる</u>ことができる。 (委員の任命) 第3条 協議会の委員(<u>以下「委員」という。</u>)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育関係者 <u>2人</u> (2) 社会教育関係者 <u>2人</u> (3) 学識経験者 <u>5人</u> (4) 地域代表者 <u>1人</u> 2 [略] (招集) 第5条 協議会の会議(<u>以下「会議」という。</u>)は、会長が招集する。ただし、会長は、委員の3分の1以上の者から請求があるときは、これを招集しなければならない。 (会議) 第6条 [略] 2 協議会の議事は、出席委員(<u>会長を除く。</u>)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (委任) 第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が	(<u>所掌事務</u>) 第2条 協議会は、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、<u>館長に対して意見を述べるものとする。</u> (委員) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> (4) 学識経験者 (5) 地域代表者 2 [略] (招集) 第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長は、委員の3分の1以上の者から請求があるときは、これを招集しなければならない。 (会議) 第6条 [略] 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 <u>前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</u> (委任) 第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

定める。	協議会に諮って定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 3 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日

施 行 済

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市立学校職員服務規程</u> (趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、別に定めのあるもののほか、<u>学校の職員</u>の服務に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において「学校」とは、<u>那覇市立幼稚園、小学校及び中学校とする。</u> 2 この規程において「職員」とは、他に定めるもののほか、<u>県費負担及び市費負担のすべての職員をいう。</u> (着任) 第3条 [略] 2 やむを得ない事情のため、前項の期間内に着任できないときは、<u>校長(園長を含む。以下同じ。)</u>にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に着任延期願を提出し、その承認を受けなければならない。 3 職員が着任したときは、着任後直ちに着任届を、校長にあつては教育長に、そ	<u>那覇市立小学校及び中学校職員服務規程</u> (趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、別に定めがあるもののほか、<u>小学校及び中学校の職員</u>の服務に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>県費負担教職員</u> 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。 (2) <u>市費負担職員</u> <u>那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第6号に規定する職員のうち学校に勤務するものをいう。</u> (3) <u>職員</u> <u>県費負担教職員及び市費負担職員をいう。</u> (4) <u>教育長</u> <u>那覇市教育委員会教育長をいう。</u> (着任) 第3条 [略] 2 やむを得ない事情のため、前項の期間内に着任できないときは、<u>あらかじめ、</u>校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に着任延期願を提出し、その承認を受けなければならない。 3 職員が着任したときは、着任後直ちに着任届を、校長にあつては教育長に、そ

の他の職員にあっては校長に、それぞれ提出しなければならない。

(履歴書の提出)

第5条 職員は、着任後7日以内に履歴書(管外異動者3部、管内異動者2部、市内異動者1部(市費負担職員2部))を作成し、校長に提出しなければならない。

2 校長は、提出された履歴書の内1部を保管し、他を教育長に提出しなければならない。

3 校長は、職員が転勤を命ぜられた場合は、その通知を受けた日から7日以内に出勤簿の写しを異動先の校長に送付しなければならない。

(履歴事項変更届)

第6条 職員は、氏名、本籍、現住所、学歴、資格その他履歴事項に変更を生じたときは、直ちに履歴事項変更届を教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、戸籍記載事項については戸籍抄本を、その他の履歴事項の変更にあつては、その事実を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(旧姓の使用)

第6条の2 職員(県費負担職員に限る。以下この条において同じ。)は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、教育長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用

の他の職員にあっては校長に提出しなければならない。

(履歴事項変更届)

第5条 職員は、氏名、本籍、現住所、学歴、資格その他履歴事項に変更を生じたときは、履歴事項変更届にその事実を証する書類を添えて、速やかに教育長に提出しなければならない。

(県費負担教職員の旧姓使用)

第6条 県費負担教職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、教育長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該県費負担教職員

又は旧姓使用の中止を通知する。

3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。

4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

5 [略]

第6条の3 [略]

(出勤簿及び遅参早退簿の取扱い)

第7条 [略]

2 職員は遅参したとき又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時間を明記して押印しなければならない。ただし、年次休暇等を行使しようとする者はこの限りではない。

3 前2項の手続を怠る者は、無断欠勤として取り扱う。

4 校長は、毎日執務開始時刻後出勤簿を点検しその事実に基づき、市費負担職員にあっては那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市教育委員会教育長訓令第10号)別表(第3条関係)の規定、県費負担職員にあっては那覇市県費負担職員出勤簿整理規程(昭和53年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)第4条の規定により出勤簿へ表示し、管理しなければならない。

5 教育長は、必要と認めるときは出勤簿の提出を求め、又は検査することができる。

(勤務時間中の外出)

第8条 職員は勤務時間中に所定の勤務

に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。

3 旧姓使用の通知を受理した県費負担教職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した県費負担教職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。

4 県費負担教職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

5 [略]

(市費負担職員の旧姓使用)

第7条 [略]

(出勤簿及び遅参早退簿の取扱い)

第8条 [略]

2 職員は、遅参したとき又は早退しようとするときは、遅参早退簿に時刻を明記して押印しなければならない。

3 前2項の手続を怠る者は、無届欠勤として取り扱う。

4 校長は、毎日執務開始時刻後、出勤簿を点検しその事実に基づき、教育長が別に定めるところにより出勤簿へ表示し、管理しなければならない。

5 教育長は、必要と認めるときは、校長に対し、出勤簿の提出を求め、又は検査することができる。

(勤務時間中の外出)

第9条 職員は、勤務時間中に所定の勤務

場所を離れようとするときは、校長の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 [略]

2 校長は、前項の事故の報告を受けたときは、速やかに事故報告書で教育長に報告しなければならない。この場合において、当該事故が児童生徒に係るとき又は当該事故に相手方があるときは、関係者から事故の状況及び経過について事情聴取の上、事情聴取書を作成し、添付しなければならない。

(私事旅行届)

第10条 職員が私事のため海外旅行又は7日を超える国内旅行をしようとするときは、その前日までに校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、私事旅行届を提出しなければならない。

(休暇の手続)

第11条 職員は、休暇を行使しようとするときはそれぞれの理由に応じ、有給休暇願、年次休暇届又は育児休暇願(県費負担職員を除く。)により証明書を必要とするものにあっては、その書類を添付してその前日までに、校長に提出しなければならない。この場合において、負傷又は疾病のため6日を超える休暇を受ける場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 職員は、既に承認又は届出された休暇の最終日前に出勤しようとするとき又はしたときは休暇変更届を校長に提出しなければならない。

場所を離れようとするときは、校長の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 [略]

2 校長は、前項の事故の報告を受けたときは、速やかに事故報告書により教育長に報告しなければならない。この場合において、当該事故が児童生徒に係るとき又は当該事故に相手方があるときは、関係者から事故の状況及び経過について事情聴取の上、事情聴取書を作成し、添付しなければならない。

(私事旅行届)

第11条 職員が私事のため海外旅行又は7日を超える国内旅行をしようとするときは、その前日までに私事旅行届を、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に提出しなければならない。

(休暇の手続)

第12条 職員が休暇(県費負担教職員にあっては沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号。以下「県勤務時間等条例」という。))に、市費負担職員にあっては那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「市勤務時間等条例」という。))に規定する介護休暇及び組合休暇以外の休暇をいう。以下この条において同じ。)を行使又は請求しようとするときは、休暇の開始前までに、それぞれの理由に応じた所定の様式を校長に提出しなければならない。この場合において、証明書を必要とするものにあっては、その書類を添付しなければならない。

2 職員は、休暇期間の最終日前に出勤しようとするとき又は出勤したときは、休暇変更届を校長に提出しなければならない。

3 前2項に掲げる休暇の承認又は届出及び休暇変更届を提出する場合において、校長の3日を超える休暇及びその他の職員の7日を超える休暇については、前各項の規定にかかわらず、教育長に提出しなければならない。

第11条の2～第13条 [略]

(職務専念義務免除)

第14条 職員は、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)及び那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年教育委員会規則第5号)の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、その前日までに職務専念義務免除承認申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の3日を超えるもの及びその他の職員の7日を超えるものについては、教育長に提出しなければならない。

(組合休暇)

第15条 職員は組合休暇を受けようとするときは、従事しようとする日前3日までに組合休暇許可申請書を教育長に提出しなければならない。

(専従休職)

第16条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、専従休職許可申請書に当該職員団体の役員に選任されたことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた職員が職員団体の業務に専ら従事するものでなくなったときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

(研修)

第17条 職員のうち教育公務員特例法

3 前2項の規定にかかわらず、校長の3日を超えるもの及びその他の職員の7日を超えるものの休暇の願出又は届出(前項の休暇変更届を含む。)については、教育長に提出しなければならない。

第13条～第15条 [略]

(職務専念義務免除)

第16条 職員は、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)及び那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、その前日までに職務専念義務免除承認申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の3日を超えるもの及びその他の職員の7日を超えるものについては、教育長に提出しなければならない。

(組合休暇)

第17条 職員は、組合休暇を受けようとするときは、従事しようとする日前3日までに組合休暇許可申請書を教育長に提出しなければならない。

(専従休職)

第18条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、専従休職許可申請書に当該職員団体の役員に選任されたことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた職員が、職員団体の業務に専ら従事するものでなくなったときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

(研修)

第19条 職員のうち教育公務員特例法

(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)の適用のあるものが、教特法第22条第2項の規定により、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ研修承認願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2～4 [略]

第18条～第19条 [略]

(県費負担職員の育児休業)

第20条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に基づき職員が育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の請求は、当該請求に係る子について当該請求をした職員が既に育児休業をしたことがあるときは、育児休業再(延長)請求書を教育長に提出しなければならない。

第21条 育児休業法第3条第1項の規定に基づき職員が育児休業の期間を延長しようとするときは、育児休業再(延長)請求書を教育長に提出しなければならない。

第22条 前2条の請求書は、当該承認を受けようとする日前20日までに提出しなければならない。

(昭和24年法律第1号)の適用のあるものが、同法第22条第2項の規定により、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ研修承認願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2～4 [略]

第20条～第21条 [略]

(県費負担教職員の育児休業)

第22条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に基づき県費負担教職員が育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び県費負担教職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号。以下「県育児休業条例」という。)第3条第4号の規定に基づき、両親が育児休業その他の沖縄県人事委員会規則で定める方法により子を養育することを計画しているときは、育児休業等計画書を教育長に提出しなければならない。

3 第1項の請求は、当該請求に係る子について当該請求をした県費負担教職員が既に育児休業をしたことがあるときは、育児休業再(延長)請求書を教育長に提出して行なければならない。

第23条 育児休業法第3条第1項の規定に基づき県費負担教職員が育児休業の期間を延長しようとするときは、育児休業再(延長)請求書を教育長に提出しなければならない。

第24条 前2条の育児休業承認請求書及び育児休業再(延長)請求書は、当該承認を受けようとする日前20日までに提出

第23条 育児休業の承認を受けている職員は、育児休業法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、育児休業変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(部分休業の請求等)

第23条の2 育児休業法第9条第1項の規定に基づき職員が部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 部分休業の承認を受けている職員は、

しなければならない。

第25条 育児休業の承認を受けている県費負担教職員は、育児休業法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、育児休業等変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(県費負担教職員の育児短時間勤務)

第26条 県費負担教職員は、育児休業法第10条第1項の規定に基づき、育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び県費負担教職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、県育児休業条例第11条第5号の規定に基づき、両親が育児休業その他の沖縄県人事委員会規則で定める方法により子を養育することを計画しているときは、育児休業等計画書を教育長に提出しなければならない。

第27条 県費負担教職員は、育児休業法第11条第1項の規定に基づき、育児短時間勤務の期間を延長しようとするときは、育児短時間勤務承認請求書を教育長に提出しなければならない。

第28条 育児短時間勤務の承認を受けている県費負担教職員は、育児休業法第12条において準用する同法第5条第1項及び第2項に規定する事由が生じたときは、育児休業等変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(県費負担教職員の育児部分休業)

第29条 県費負担教職員は、育児休業法第19条第1項の規定に基づき、育児部分休業の承認を受けようとするときは、育児部分休業承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び県費負担教職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 育児部分休業の承認を受けている県

育児休業法第9条第3項において準用する同法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、部分休業変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(市費負担職員の育児休業)

第24条 市費負担職員が、育児休業法の規定に基づき育児休業等の承認を受けようとするときは、那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の定めるところにより行わなければならない。

費負担教職員は、育児休業法第19条第3項において準用する同法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、育児部分休業変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(市費負担職員の育児休業等)

第30条 市費負担職員が、育児休業法の規定に基づき育児休業等の承認を受けようとするときは、那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)及び那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の定めるところにより行わなければならない。

(育児を行う県費負担教職員の早出遅出勤務)

第31条 県費負担教職員は、県勤務時間等条例第6条の2第1項に規定する早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(1年以内の期間に限る。以下「早出遅出勤務期間」という。))について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。))及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。))とする日を明らかにして、あらかじめ請求を行わなければならない。

2 前項の規定による請求があった場合においては、校長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあつては、校長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による請求がなされた後、早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされ

なかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子
縁組の取消しにより当該請求をした
職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に
係る子と同居しないこととなった場
合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当
該請求に係る子の親であるものが、常
態として当該子を養育することがで
きるものとして、沖縄県人事委員会規
則で定める者に該当することとなっ
た場合

4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤
務終了日とされた日の前日までに、前項
各号のいずれかの事由が生じた場合に
は、第1項の請求は、当該事由が生じた
日を早出遅出勤務期間の末日とする請
求であったものとみなす。

5 前2項の場合において、県費負担教職
員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由
が生じた旨を育児又は介護の状況変更
届により校長に届け出なければならない。
い。

6 校長は、第1項の請求に係る事由及び
前項の届出について確認する必要があ
ると認めるときは、当該請求をした職員
に対して証明書類の提出を求めること
ができる。

(介護を行う県費負担教職員の早出遅出
勤務)

第32条 前条(同条第3項第4号を除く。)
の規定は、県勤務時間等条例第17条の2
第1項に規定する日常生活を営むのに支
障がある者(以下「要介護者」という。)
を介護する県費負担教職員について準
用する。この場合において、前条第3項
第1号中「子」とあるのは「県勤務時間
等条例第17条の2第1項に規定する日常

(育児を行う県費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続)

第24条の2 職員は、深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに行わなければならない。

2 [略]

3 第1項の規定による請求がなされた後、制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合
- (3) 職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として、人事委

生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(県勤務時間等条例第17条の2第1項の沖縄県人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替えるものとする。

(育児を行う県費負担教職員の深夜勤務の制限)

第33条 県費負担教職員は、県勤務時間等条例第6条の3第1項に規定する深夜勤務の制限を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、勤務制限開始日の1月前までに請求を行わなければならない。

2 [略]

3 第1項の規定による請求がなされた後、勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することがで

員会規則で定めるものがあることとなった場合

4 制限開始日以後制限終了日とされた日の前日までに、前項各号の掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。

6 [略]

(介護を行う県費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続)

第24条の3 前条の規定は、日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(早出遅出勤務及び育児又は介護を行う市費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第24条の4 職員は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)第10条第1

きるものとして、沖縄県人事委員会規則で定める者に該当することとなった場合

4 勤務制限開始日以後勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

5 前2項の場合において、県費負担教職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。

6 [略]

(介護を行う県費負担教職員の深夜勤務の制限)

第34条 前条(同条第3項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する県費負担教職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「県勤務時間等条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(県勤務時間等条例第17条の2第1項の沖縄県人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う市費負担職員の早出遅出勤務及び深夜勤務の制限)

第35条 市費負担職員は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)第

項及び第13条第1項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書を校長に提出しなければならない。 2 規則第11条第3項及び第14条第3項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の<u>規定する</u>届出は、育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。 (退職) <u>第25条</u> 職員が退職しようとするときは、退職願を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 (兼職及び他の事業等への従事) <u>第26条</u> 職員が、<u>教特法第21条</u>又は<u>地公法第38条</u>の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願を教育長に提出しなければならない。 (出張、休暇、欠勤等の場合における事務引継) <u>第27条</u> 職員は、出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は早退等によって、通常の勤務をしないときは、その期間、職務の渋滞又は支障を来さないため、担当する授業その他の事務のうち、必要と認められる事項に<u>付いて</u>、あらかじめ、校長にあっては教頭に、その他の職員にあっては校長又は校長の指名した職員に連絡し、若しくは引き継いでおかなければならない。 <u>第28条～第33条</u> [略]	10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書を校長に提出しなければならない。 2 規則第11条第3項及び第14条第3項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の届出は、育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。 (退職) <u>第36条</u> 職員が退職しようとするときは、退職願を<u>教育長</u>に提出しなければならない。 (兼職及び他の事業等への従事) <u>第37条</u> 職員が、<u>教育公務員特例法第17条</u>又は<u>地方公務員法第38条</u>の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願を教育長に提出しなければならない。 (出張、休暇、欠勤等の場合における事務引継) <u>第38条</u> 職員は、出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は早退等によって、通常の勤務をしないときは、その期間、職務の渋滞又は支障を来さないため、担当する授業その他の事務のうち、必要と認められる事項に<u>ついて</u>、あらかじめ、校長にあっては教頭に、その他の職員にあっては校長又は校長の指名した職員に連絡し、若しくは引き継いでおかなければならない。 <u>第39条～第44条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

- | |
|---|
| 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 |
|---|

付 則

- 1 この訓令は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前にした改正前の那覇市立学校職員服務規程の規定による休暇等の承認、手続その他の行為（幼稚園職員に係るものを除く。）は、この訓令の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この訓令の施行前にした改正前の那覇市立学校職員服務規程の規定による幼稚園職員に係る休暇等の承認、手続その他の行為は、なお従前の例による。

那覇市教育委員会訓令第 4 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日

施 行 済

那覇市立幼稚園職員服務規程を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立幼稚園職員服務規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、幼稚園の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 職員の服務については、那覇市立小学校及び中学校職員服務規程（平成3年那覇市教育委員会訓令第1号）第3条から第5条、第7条から第21条、第30条、第35条から第41条及び第43条から第44条までの規定を準用する。この場合において、「教育長」とあるのは「教育委員会」と、「校長」とあるのは「園長」と、「教頭」とあるのは「主任教諭」と読み替えるものとする。

（委任）

第3条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

那覇市教育委員会訓令第 5 号
平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員被服貸与規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会職員被服貸与規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会職員被服貸与規程(昭和58年那覇市教育委員会訓令第1号)は、
廃止する。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第 1 1 号
平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員被服貸与規程を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会職員被服貸与規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、那覇市教育委員会の職員（以下「職員」という。）に対し、職務の遂行上必要な被服を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

（被貸与者、貸与品及び貸与期間）

第2条 被服を貸与される職員（以下「被貸与者」という。）の範囲、貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、教育長が必要があると認める場合は、貸与品の種類、数量及び貸与期間を変更することができる。

2 貸与品の地質及び制式は、別に定める。

3 貸与期間は、貸与した日の属する月の翌月から起算する。

（貸与品の着用）

第3条 被貸与者は、貸与の目的に従い、職務に従事するときは、常に貸与品を着用しなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

（使用の制限）

第4条 被貸与者は、貸与品を貸与の目的以外に使用し、若しくは他人に使用させ、又は処分してはならない。

（貸与品の管理）

第5条 被貸与者は、貸与品を常に善良な注意をもって着用し、又は保管しなければならない。

2 貸与品の補修、洗濯その他管理に要する経費は、被貸与者の負担とする。

（亡失又は損傷したときの処理）

第6条 被貸与者は、貸与品を亡失し、又は使用に耐えない程度に損傷したときは、速やかに機関等（事務局の課、学校その他の教育機関をいう。以下同じ。）の長を経て、総務課長に届け出なければならない。

2 総務課長は、前項の届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、貸与品を再貸与することができる。

3 被貸与者が、その責めに帰すべき理由により貸与品を亡失し、又は損傷したとき

は、これを弁償させるものとする。

- 4 前項の規定により被貸与者が弁償した被服は、その職員に貸与するものとし、貸与期間は、亡失し、又は損傷した貸与品の貸与期間の残余期間とする。

（貸与品の返納）

第7条 被貸与者が退職、休職その他貸与を必要としない理由が生じたときは、速やかに貸与品を返納しなければならない。ただし、教育長がその必要がないと認めた場合は、その限りでない。

- 2 貸与期間が満了した貸与品は、返納を要しない。

（返納品の再貸与）

第8条 貸与期間内に返納された貸与品でなお使用に耐える見込のあるものは、適宜期限を付して再貸与することができる。

（共用被服）

第9条 教育長が、機関等において、共用被服（業務遂行上共用で使用する被服をいう。以下同じ。）を備え付ける必要があると認める場合には、当該機関等の長の管理のもとに共用被服を備え付けることができる。

（貸与の方法）

第10条 機関等の長は、被服を貸与すべき職員について、総務課長の指示により、被服貸与申請書を提出しなければならない。

（被服貸与簿）

第11条 総務課長は、貸与品の明細を記入した被服貸与簿を備え、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

（補則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、被服の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品	数量	期間 (年)	備 考
1	主に現場作業の監督、指導又は調査等のため外勤業務に従事する職員	作業服	1	2	雨靴と雨衣は、文化財発掘作業現場で監督指導業務に従事する職員に貸与する。
		安全靴	1	3	
		安全帽	1	3	
		雨靴	1	2	
		雨衣	1	2	
2	学校給食の調理及び運搬業務に従事する職員	調理服	2	1	
		調理帽	2	1	
		厨房シューズ	1	1	
		白長靴	1	1	
		エプロン	3	1	
3	栄養士	白衣	2	2	
		調理帽	2	2	
		厨房シューズ	1	2	
4	用務員	上衣	1	3	
		エプロン	1	1	
5	図書館の窓口業務に従事する職員	エプロン	1	3	学校図書館を含む。
6	主として特殊な業務に従事し、特に教育長が認める職員	それぞれの業務に応じた被服(付帯物を含む。)を必要に応じ貸与する。			総務課長が機関等の長と協議して貸与する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 6 6 号

平 成 2 1 年 1 月 1 6 日

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 2 条第 1 項の規定により、平成 2 0 年 1 1 月 1 6 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

1 選挙の種類 平成 2 0 年 1 1 月 1 6 日執行 那覇市長選挙

（1）公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

1 8 , 6 0 0 , 0 0 0 円

（2）報告書の要旨

候補者氏名	翁長 雄志	所属党派	無所属	期間 10 月 16 日から 11 月 25 日まで 第 1 回分
出納責任者	仲里 正義			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
自由民主党	政 党	300,000	人件費	677,000
風格ある県都 那覇市をつく る市民の会	政治団体	1,252,000	家屋費	447,000
			通信費	13,170
			交通費	1,920
			印刷費	324,200
			広告費	194,150
			文具費	0
			食糧費	26,700
			休泊費	0
			雑費	108,000
今回計		1,552,000	今回計	1,792,140
前回計		0	前回計	0
総 計		1,552,000	総計	1,792,140

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	252, 058
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	252, 058
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日
		第 1 回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）
252, 058 円を計上したため。

候補者氏名	平良 長政	所属党派	無所属	期間 10 月 15 日から 12 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者	志喜屋 盛隆			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
民主党沖縄県 総支部連合会	政治団体	500, 000	人件費	665, 000
真栄里泰山	自営業	50, 000	家屋費	822, 277
崎浜秀俊	無 職	10, 000	通信費	89, 819
宮里 勇	無 職	10, 000	交通費	7, 575
知花幸子	無 職	10, 000	印刷費	168, 550
金城盛雄	自営業	30, 000	広告費	432, 800
知念 孝	無 職	10, 000	文具費	64, 312
金城 豊	無 職	10, 000	食糧費	60, 400
當山 弘	無 職	50, 000	休泊費	0
金城義雄	無 職	20, 000	雑費	117, 503
その他の寄付 (16 件)		74, 000		
その他の収入 (自己資金)		1, 577, 036		
今回計		2, 351, 036	今回計	2, 428, 236
前回計		0	前回計	0
総 計		2, 351, 036	総計	2, 428, 236

支出のうち公費 負担相当額	項 目		金 額
	選挙運動用通常葉書の作成		
	ビラの作成		
	ポスターの作成		77,200
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		
	計		77,200
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日	第 1 回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）
77,200 円を計上したため。

候補者氏名	屋良 朝助	所属党派	かりゆしクラブ	期間 10 月 15 日から 11 月 26 日まで 第 1 回分
出納責任者	屋良 朝助			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
その他の収入 (自己資金)		1,523,847	人件費	70,000
			家屋費	110,000
			通信費	12,000
			交通費	2,477
			印刷費	504,000
			広告費	814,325
			文具費	1,632
			食糧費	6,493
			休泊費	0
			雑費	2,920
今回計		1,523,847	今回計	1,523,847
前回計		0	前回計	0
総 計		1,523,847	総計	1,523,847
支出のうち公費 負担相当額	項 目		金 額	
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成		0	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計		0	

報告書受理年月日	平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日	第 1 回報告分
----------	----------------------	----------

備考 支出のうち公費負担相当額のポスター作成費用額が 0 円となっているのは、
 法第 93 条の規定による供託金没収により公費負担しなかったため。

2 選挙の種類 平成 2 0 年 1 1 月 1 6 日執行 那覇市議会議員補欠選挙

(1) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

4, 9 8 6, 7 0 0 円

(2) 報告書の要旨

候補者氏名	伊波 秀輝	所属党派	沖縄社会大衆党	期間 10 月 24 日から 12 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者	伊波 秀輝			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
沖縄社会大衆党	政 党	100, 000	人件費	368, 400
平良次郎	無 職	20, 000	家屋費	100, 000
平良幸喜	無 職	30, 000	通信費	40, 373
島袋宗康	無 職	20, 000	交通費	4, 500
その他の寄付 (27 件)		153, 000	印刷費	468, 300
その他の収入 (自己資金)		500, 000	広告費	89, 250
			文具費	2, 940
			食糧費	29, 464
			休泊費	0
			雑費	2, 813
今回計		823, 000	今回計	1, 106, 040
前回計		0	前回計	0
総 計		823, 000	総計	1, 106, 040
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			399, 000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			399, 000
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 2 月 1 日	第 1 回報告分	

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代 (公費負担分)
 399, 000 円を計上したため。

候補者氏名	内間 徹	所属党派	無所属	期間 10月15日から 11月26日まで 第1回分
出納責任者	内間 徹			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
その他の収入 (自己資金)		156,638	人件費	0
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	75,000
			広告費	30,000
			文具費	39,038
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	12,600
今回計		156,638	今回計	156,638
前回計		0	前回計	0
総計		156,638	総計	156,638
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			75,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			75,000
報告書受理年月日		平成20年11月26日		第1回報告分

候補者氏名	亀島 賢二郎	所属党派	自由民主党	期間 9月5日から 11月28日まで 第1回分
出納責任者	鎮西 謙光			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
自由民主党沖縄 県支部連合	政治団体	50,000	人件費	240,000
国場幸之助後援 会	政治団体	100,000	家屋費	210,000

自由民主党沖縄 県第四選挙区支 部	政治団体	20,000	通信費	0
その他の収入 (自己資金)		800,000	交通費	1,600
			印刷費	461,950
			広告費	193,128
			文具費	31,647
			食糧費	39,838
			休泊費	0
			雑費	110,087
今回計		970,000	今回計	1,288,250
前回計		0	前回計	0
総計		970,000	総計	1,288,250
支出のうち公費 負担相ひ当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			386,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			386,000
報告書受理年月日		平成20年11月28日		第1回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）
386,000 円を計上したため。

候補者氏名	清水 磨男	所属党派	民主党	期間 10月20日から 12月1日まで 第1回分
出納責任者	伊藤 純也			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
清水マオ後援会	政治団体	110,000	人件費	65,000
又吉健太郎	浦添市議会議員	50,000	家屋費	160,000
民主党沖縄県 総支部連合会	政治団体	300,000	通信費	1,890
			交通費	18,174
			印刷費	464,896
			広告費	93,765
			文具費	1,520

			食糧費	10,693
			休泊費	0
			雑費	33,077
今回計	460,000	今回計	849,015	
前回計	0	前回計	0	
総 計	460,000	総計	849,015	
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			399,896
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			399,896
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 2 月 1 日		第 1 回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）

399,896 円を計上したため。

候補者氏名	下地 恒輝	所属党派	無所属	期間 8 月 23 日から 11 月 28 日まで 第 1 回分
出納責任者	銘苅 徳人			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
その他の収入 (自己資金)		517,069	人件費	197,000
			家屋費	90,000
			通信費	60,020
			交通費	25,794
			印刷費	488,400
			広告費	9,450
			文具費	7,006
			食糧費	2,450
			休泊費	0
			雑費	4,060
今回計		517,069	今回計	884,180
前回計		0	前回計	0
総 計		517,069	総計	884,180
	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			

支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	
	ポスターの作成	461, 656
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	461, 656
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日
		第 1 回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）
461, 656 円を計上したため。

候補者氏名	仲松 寛	所属党派	無所属	期間 10 月 1 日から 12 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者	仲本 政光			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
その他の収入 (自己資金)		1, 500, 000	人件費	480, 000
			家屋費	100, 000
			通信費	0
			交通費	6, 000
			印刷費	576, 076
			広告費	151, 725
			文具費	10, 915
			食糧費	0
			休泊費	29, 880
			雑費	42, 000
今回計		1, 500, 000	今回計	1, 396, 596
前回計		0	前回計	0
総計		1, 500, 000	総計	1, 396, 596
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			450, 076
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			450, 076
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 2 月 1 日		第 1 回報告分

候補者氏名	比屋根 米子	所属党派	無所属	期間 10 月 1 日から 12 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者	比屋根 勉			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
その他の収入 (自己資金)		3, 000, 000	人件費	891, 305
その他の寄付 (44 件)		430, 000	家屋費	338, 750
			通信費	73, 250
			交通費	34, 828
			印刷費	492, 700
			広告費	440, 790
			文具費	111, 813
			食糧費	91, 942
			休泊費	0
			雑費	178, 520
今回計		3, 430, 000	今回計	2, 653, 898
前回計		0	前回計	0
総計		3, 430, 000	総計	2, 653, 898
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			366, 700
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			366, 700
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 2 月 1 日		第 1 回報告分

候補者氏名	前田 千尋	所属党派	日本共産党	期間 10 月 3 日から 12 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者	宜保 道之			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
島袋 隆	医 師	20, 000	人件費	385, 000
橋本正道	無 職	10, 000	家屋費	102, 000

宮城生愼	無 職	20,000	通信費	0
山川完治	無 職	10,000	交通費	0
比嘉恒雄	無 職	30,000	印刷費	451,710
宮里正秋	無 職	20,000	広告費	52,500
外間 豊	無 職	15,000	文具費	26,250
池原利江子	無 職	10,000	食糧費	0
宜保道之	無 職	50,000	休泊費	0
浦崎直定	無 職	30,000	雑費	0
阿波根昌秀	弁護士	30,000		
新垣繁信	医 師	20,000		
真境名元盛	無 職	20,000		
その他の寄附 (123 件)		333,100		
その他の収入 (自己資金)		450,000		
今回計		1,068,100	今回計	1,017,460
前回計		0	前回計	0
総計		1,068,100	総計	1,017,460
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			364,770
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			364,770
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 2 月 1 日		第 1 回報告分

候補者氏名	宮平 のり子	所属党派	社会民主党	期間 10 月 13 日から 12 月 1 日まで 第 1 回分
出納責任者	宮平 のり子			
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
社会民主党	政 党	300,000	人件費	385,000
吉田勝彦	無 職	20,000	家屋費	115,400
仲宗根悟	無 職	10,000	通信費	21,517
古堅和子	無 職	10,000	交通費	0
その他の寄附 (8 件)		22,000	印刷費	334,110

その他の収入 (自己資金)		520, 216	広告費	165, 900
			文具費	14, 700
			食糧費	84, 000
			休泊費	0
			雑費	45, 299
今回計		882, 216	今回計	1, 165, 926
前回計		0	前回計	0
総計		882, 216	総計	1, 165, 926
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			283, 710
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			283, 710
報告書受理年月日		平成 2 0 年 1 2 月 1 日		第 1 回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）
283, 710 円を計上したため。